

福島県廃棄物処理計画(素案)に対する第2部会における委員の意見

(○付番号は審議会、なしは文書による意見)

No.	該当節名	頁	委員名	意見
1	第2節 現状と将来予測	4~5	中村玄正	・県南、相双地区は、1人1日当りごみ排出量が883gと少ない。生活の考え方、在り方に何か県民に参考になるようなことがあれば大いに参考になると思います。
2	第2節 現状と将来予測	7	中村玄正	・分け方として、資源化量と非資源化量、集団回収量と非集団回収量とがあると思います。また、難しいかも知れませんがその中身がわかれば、これからの対策に役立つのではないのでしょうか？
3	第2節 現状と将来予測	7~8	中村玄正	・いわき地方が平成14年から、リサイクル率が急に高くなった理由は？また、会津地方のリサイクル率が高い理由は？
4	第4節 一般廃棄物の処理に関する課題	13	中村玄正	・いわき市や郡山市は、市民の賛同が得られないとの理由でごみ処理の有料化導入は先送りのようですが、ごみ発生抑制に関する市民の意識啓発も必要と考えます。相対的に人々の連帯感が希薄傾向があるのかも知れません。
5	第5節 ごみ減量化・リサイクルの目標と方策	15	引地宏	・平成15年度の事業系ごみが全体の三分の一を占めていることから、生活系ごみを930gの三分の二である620g/人・日にすることが大切になる。事業系ごみの目標値が分かり難い。
6	第5節 ごみ減量化・リサイクルの目標と方策	15	中村玄正	・目標値930gにもって行くためには、市町村の強い指導、啓発が必要と考えます。目標達成のための強力な具体策を準備、検討することが肝要と考えます。
7	第5節 ごみ減量化・リサイクルの目標と方策	16	堀金洋子	・環境教育の充実を図るための取り組みが県民一人一人に意識化され、実践化されているが、年度毎に評価・反省する機会の場の設定も必要である。それらのことも含んだ文言も必要である。 ※学校教育での環境教育の取り組みは5年生が対象であるが、県内小学校での環境教育がどのように実践化されているのかの評価も必要である。現在の小学校での環境への取り組みの把握もできたらお願いしたい。
⑧	第5節 ごみ減量化・リサイクルの目標と方策	16	新妻香織	・近くに廃プラ処理施設があるのに、遠くまで搬送して処理している事例がある。容器包装リサイクル法の制度が悪いので改正すべきだ。
⑨	第5節 ごみ減量化・リサイクルの目標と方策	17	鈴木義孝	・生ごみの堆肥化は、重金属等の問題があるので、現実的には難しいと思う。三春町では堆肥化センターを造ったが生ごみは入れていない。

福島県廃棄物処理計画(素案)に対する第2部会における委員の意見

(○付番号は審議会、なしは文書による意見)

No.	該当節名	頁	委員名	意見
⑩	第5節 ごみ減量化・リサイクルの目標と方策	17	新妻香織	資源化施設は、大規模なものではなく、小規模でやるべきである。ローテクがごみ処理成功の秘訣だと思う。
⑪	第5節 ごみ減量化・リサイクルの目標と方策	17	新妻香織	堆肥化施設で堆肥を作るのは難しいのではないかと。塩分、農薬の付いた皮、割り箸などが入ると問題になる。
⑫	第5節 ごみ減量化・リサイクルの目標と方策	17	新妻香織	食品廃棄物は、バイオガス化が簡単で良いと思うので、検討してはどうか。
13	第5節 ごみ減量化・リサイクルの目標と方策	19	引地宏	・県民の自家処理の推進で、家庭の生ごみを微生物分解が速く悪臭を放出しない野菜・穀物類と分解が遅く悪臭の発生する肉・魚類に分け、野菜・穀物類のみを堆肥化することを推進する。脂肪分の多い肉・魚類は市販のネットで水洗い・水切りをして塩分を少なくし可燃性ごみとする。
14	第5節 ごみ減量化・リサイクルの目標と方策	20	引地宏	・事業系の可燃性廃棄物が年々増大し、特に生ごみの排出量が65～85%を占めている。そこで、旅館や食堂などから発生する生ごみを事業者間で回収し、堆肥化等の共同処理を推進することが大切になる。
⑮	第5節 ごみ減量化・リサイクルの目標と方策	21	鈴木義孝	生ごみは、市町村がもっと補助制度に取り組めば、普及が進んで減量化できると思う。
⑯	第5節 ごみ減量化・リサイクルの目標と方策	21	中村玄正	ごみステーションについて、県がモデル市町村に補助できれば普及するのではないかと。
⑰	第5節 ごみ減量化・リサイクルの目標と方策	21	新妻香織	ごみ処理ステーションを小屋のようにして、500mおきに設置すれば便利であり、分別も進むと思う。

福島県廃棄物処理計画(素案)に対する第2部会における委員の意見

(○付番号は審議会、なしは文書による意見)

No.	該当節名	頁	委員名	意見
18	第3節 目標の達成状況	41	中村玄正	・主要な種類である、汚泥、がれき、ばいじんの発生源や地域ごとの状況がわかると、対策も検討しやすいように思われます。例えば、下水道汚泥、農業集落排水処理汚泥、浄化槽汚泥等は扱いも異なると思いますので、今後ご検討頂けると幸いです。
①9	第5節 産業廃棄物に関する目標と方策	45	新妻香織	「信頼関係の尊重」というところが分かりにくい。県の役割を明確にして、処理施設を設置するのに不的確な地域を明示し、市民と業者のあつれきを回避するようにするべきである。
②0	第1節 廃棄物の不法投棄防止に関する措置	54	鈴木義孝	不法投棄は早期発見が重要であることから、郵便局や宅配業者と連携して情報提供をしてもらう方法はとれないか。
21	第3節 関係行政機関及び関係地方公共団体との連携	57	堀金洋子	・本県の不法投棄は、関東圏が多くなっている中で、「産廃スクラム27」の自治体名を明記し、さらには「埼玉県・栃木県」「茨城県」との具体的な合同パトロール等、県民に分かりやすいような内容とした方がよい。原文では関東圏との連携が弱いのでは。
22	第6節 特定の廃棄物に関する対策	57	中村玄正	・各項目についてかなり具体的に提示されわかりやすいように思われます。一般の産業廃棄物についても、このような表示があるとわかり易いように思われます。
23	第2節 県外産業廃棄物の取扱い	57	鈴木安利	・産業廃棄物は、そもそも広域処理されるべきものであります。処理業者の営業範囲は、処理業者が所在している県内に限定されるものではなく、他県からの産業廃棄物を広域処理することによって、業そのものが成り立っております。県外廃棄物搬入処理を抑制しようとすることは、処理業の経営を圧迫するものであり、自由な経済活動を阻害するものであります。
②4	第2節 県外産業廃棄物の取扱い	57	佐藤(代)	県外物の20%規制の撤廃について、検討していただきたい。
25	第2節 県外産業廃棄物の取扱い	57	堀金洋子	・県産業廃棄物協会代表の処理計画20%目標値に対しては、協会側は目標値の上げをお願いしたようだが、産業廃棄物の問題は、国・県にとってもこれからの課題でもあるので、今回はあくまでも審議会での決定(20%)を通すことが筋である。
26	第6節 特定の廃棄物に関する対策	59	引地宏	・建設廃棄物の3品目(コンクリート、アスファルト、木材)以外の廃棄物(ガラス、金属、プラスチック、混合建材)を破碎し分別して、再資源化することも大切になる。ただし、アスベストは分解解体する前に除去し、適正に処理することが原則になる。

福島県廃棄物処理計画(素案)に対する第2部会における委員の意見

(○付番号は審議会、なしは文書による意見)

No.	該当節名	頁	委員名	意見
27	第6節 特定の廃棄物に関する対策	59	引地宏	・下水道汚泥の緑農地への有効利用を推進するためには、下水の前処理として重金属イオンを加水分解処理あるいは吸着処理を行い、有害な重金属を除去してから微生物処理を行うことが大切になる。下水道の有害な重金属イオンを除去しない下水道汚泥は、焼却処理による熱回収をした後、セメントの原料として利用する。
28		全体	中村玄正	・日本の家屋の寿命年数は、一般的に30年から50年くらいです。戦後、段階の世代を中心に、核家族化等で多くの家屋が新築され、次第に建て替えに移行すると考えられますが、この核家族化や、一世代一家屋的風潮が、みかけ消費生活は豊かでも、実質的にはごみ(がれき、廃材)等を排出し、将来不安を醸し出してはいないでしょうか？
29		全体	中村玄正	・国の方針が最善とは言えないようなことも多いように思われます。ことに最近を対象療法的政策、施策が多いように感じます。人情や自然豊かな福島県から、真に国民を幸せに導けるような「文化の礎」を皆様方と考えていきたいです。